第5次直方市障がい者福祉基本計画(案) パブリックコメントに頂いたご意見への回答

No.	該当箇所	意見の内容	回答
1	第4章1節(4)権利擁護の推進及び虐待の防止 ④No25<38 頁>障害による差別を解消し共生社会を目指す直方市条例の推進	No. 25 内容に「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供を進めるとともに」と記載されていますが、障がい者(児)がその権利を円滑に行使できるよう「合理的な配慮の提供」に関して、「No. 13 ? 市職員の理解促進について」等の関連する項目に、具体的な推進策を明記して計画に盛り込んでいただきたい。 その理由として、34ページ No. 13 ? 市職員の理解促進について。障がい者が窓口で行政手続きを行う等あらゆる場面にて対応された職員によって、障がい特性に応じた合理的配慮の提供に格差や温度差が起こらないように、全職員を対象にした研修等での「合理的配慮の提供」の理解促進についても明記して計画に盛り込んでいただきたい。	う記載を「差別的な取り扱いの禁止及 び合理的配慮を包含した直方市職員対 応要領に基づき」と変更し、内容文に 明記させていただきます。 また、ご意見いただいた内容につきま しては、担当部署との情報共有を行い、